

岩手の生協の今をお伝える

岩手の生協

VOL.35 2014.4

岩手県生活協同組合連合会

〒020-0690 岩手県滝沢市土沢220-3

☎019-684-2225 / ☎019-684-2227



再建は始めている街…本格的にはこれから（釜石市）



おもいっきり遊んだ沿岸被災地の子どもたち



「秘密保護法」廃止を求めアピール



生協灯油の最終価格決定

特集

被災地は今…3年経った岩手の現状、生協の支援と運動

- 1 被災した生協の現状と支援活動
- 2 被災者生活再建支援法の拡充を～学習会を開催
- 3 岩手県沿岸被災地の子どもたちの支援

国民の目、耳、口をふさぐ「特定秘密保護法」は廃止を!

～県民集会で「戦争ができる」国に反対!～

■会員生協トピックス

- ・岩手県高齢者福祉生協
- ・みやこ映画生協

■岩手県生協連トピックス

- ・生協灯油の最終価格決定
- ・「9条をまもる岩手の会」学習活動
交流会報告 ほか

特集 被災地は今…3年経った岩手の現状、生協の支援と運動

1 被災した生協の現状と支援活動



計画が未定で被災時のままの建物も（釜石市）

東日本大震災から3年が過ぎました。岩手県では、今なお3万4千人が仮設住宅や民間借り上げ住宅（みなし仮設）で暮らしています。避難の長期化による疲労や体調悪化、仮の住まいの断熱や結露、防音の問題はストレスとなっており、一日でも早く新しい住まいが必要な状況です。しかし、災害公営住宅の建設は用地取得の難航や資材・人材不足などで遅れており、住宅の再建は進んでいません。

3年前、岩手県内の生協では、釜石市職員生協と宮古市職員生協が全壊・大規模半壊の被害を受けました。被災から3年経った今の状況をうかがいました。

宮古市職員生協



職員の佐々木さん(右)と稲石さん(左)

市役所別館2階にあった店舗・食堂・事務所は津波で壊滅的な被害を受けましたが、4月には食堂、店舗を再開しました。市役所周辺の飲食店も被災し、暖かい食事が取れない中での再開は喜ばれました。今後も組合員みなさんに役立ち利用いただける生協をめざします。

11年秋には宮古市及びその近郊のメーカー商品を被災地支援商品として販売を始めました。12年には他県生協に斡旋し、231万円の利用をいただきました。しかし、13年の利用は44万円で、前年の5分の1の利用状況です。被災地を支援する意味でも、イベントでの利用など、全国のみなさんのご利用をお願いします。

釜石市職員生協



職員の小笠原さん(右)と北村さん(左)

市役所地下にあった店舗兼事務所は津波で水没し甚大な被害を受けましたが、12年3月に元の向かいの場所でも本格営業を再開しました。震災前に弁当を仕入れていた地元業者3社は被災し、現在は再開した1社からおにぎりのみ仕入れて販売しています。他に週に1回、仮設店舗で再開したパン屋のパン、地元の餅屋の豆餅を販売しており好評を得ています。少しずつ組合員みなさんのリズムができ、朝は飲料、昼は昼食、夜は残業用にお菓子等の利用が伸びてきました。しかし斡旋事業（オーダースーツやカタログ）の利用は減っています。組合員みなさんの要望に応えられるよう取り組みます。

岩手の生協の支援

岩手の生協は被災地の要望に沿った支援に取り組んでいます。いわて生協はふれあいサロンやフレッシュツアーなどの支援、生活クラブ生協は宮古市重茂漁協の支援、学校生協は被災学校に支援金をお届け、盛岡医療生協は山田町仮設住宅でのお茶っこ会、全労済では子どもの森づくり活動支援、みやこ映画生協は無料巡回上映会、店舗のある生協は復興商品の取り扱いなどを行っています。14年度も継続し支援活動を行います。

東日本大震災では、「被災者生活再建支援法」にもとづき、被災者に支援金が支給されました。しかし、現在の「被災者生活再建支援法」は最大300万円の支援金が上限となっています。この金額の拡充を求め運動していくために、救援・復興岩手県民会議、岩手県消団連と共催し、学習会を開催しました（1月22日、60人参加）。

講演

「支援法の内容、制定までの経過と概要、現時点での課題」

講師 日本生協連執行役員

総合運営本部長 青竹 豊氏
日本生協連 渉外広報本部
渉外担当 前田 昌宏氏

被災者生活再建支援法制定までの経過

阪神・淡路大震災までは、自然災害時の被災者の支援に関し、地方自治体が自力再建のために基金を設けて対応し、国はそれに対し地方交付税により措置するという方法がとられた。また、被災者の

生活再建に義援金が大きな役割を果たした。しかし、95年の阪神・淡路大震災では約千八百億円もの義援金寄せられたものの被災世帯が多く一世帯あたり最高で40万円程度の給付で、住宅再建・生活再建が進まなかった。

96年に兵庫県、神戸市、連合、社会経済生産性本部、全労済グループ、日本生協連の6団体により「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」（以下国民会議）が発足され、「地震災害等に対する国民的保障制度を求める署名推進運動」を開始し、全国



で2千5百万人の署名を集め、97年2月に内閣総理大臣に提出された。98年5月に議員立法により「被災者生活再建支援法」が成立した。これは、阪神・淡路大震災の経験をもとにした全国の大きな運動により制定された画期的な法律で、自然災害被災者への個人財産に対する公的支援はありえないという国の当初の主張に風穴を開けた。

当初の制度では、支給の限度額は100万円、家電製品や寝具など対象品目が決められており、また所得制限が設けられるなど使い勝手がいまよりよくなかった。

この制度の支援金の財源は、基本は都道府県がお金を拠出する基金であり、国は支援金支給額の半分を補助するという仕組みになっている。被災者は市町村に請求し、基金から支援金が支給される。

制度改定に向けた経過と現制度

その後、鳥取県西部地震（2000年10月）が起きた。鳥取県は「住宅復興補助金制度」として被災者の住宅再建に公費を投入すべきだ

とした初めての自治体だ。住宅の再建に限度額300万円（補修150万円）を交付し、当時の片山善博知事は、定住を促すためには住宅への直接的支援が必要であり、個人財産の補填ではないと見解を示し進めた。このときに人口流出はなかったと評価されている。

その後、様々な自然災害が発生し、住民による切実な要望を受け、04年、07年に法改正が行われ、全壊の場合、基礎支援金100万円の支給、その後自宅を再建した場合加算支援金200万円を上限とし支給されることになった。また、年齢や年収の要件が撤廃され、これまで支給対象外だった大規模半壊の世帯に50万円の支援金が支給されることになった。



住宅再建支援に向けた課題と東日本大震災を受けての新たな課題

07年の法改正後、4年後の11年にこの支援法を見直す予定だったが、東日本大震災の発生により中断されている。

また、住宅再建支援については賛否両論があり、議論が進まない原因のひとつになっている。否定的な主張としては「私有財産の維持形成につながるため、住宅再建への公的資金の投入はできない」「私有財産は自己責任による回復が原則であり、自力であるいは保険などによって対処すべき」などがある。肯定的な主張としては「住宅は私有財産であると同時に地域社会を支える社会的存在。住宅の再建なしには地域社会も再建されず、住宅再建には公共性がある」「仮設住宅や復興住宅の建設費も



更地にはなりがれきは片付いたが住宅再建はこれから

節約できる」などがある。

さらに、東日本大震災を受け新たな課題が提起されている。都道府県の負担余力を大きく超える支援金支給の体制、津波被害などの広域被害への対応、自治体による独自の上乗せとの調整や他の制度とのバランスの取り方、原子力災害についての考え方など、国の機関でも議論されているが、先に進んでいない現状である。

東日本大震災の実情にあわせ、拡充が求められている。

全国生協の取り組みや国民会議の現在

13年度の日本生協連の特別課題の一つとして、この支援法の拡充も掲げている。加えて、日本生協連も構成団体である中央労福協の政策制度要求の中に、全国の生協からの意見で生活支援や支援法の拡充などの要望を上げている。

また、国民会議は支援法の成立をもって解散し、代わって全労済グループ、日本生協連、連合、兵庫県の4団体による「自然災害被災者支援促進協議会」が発足、第1次の法改正後「自然災害被災者支援促進連絡会」へ改組した。事務局の全労済協会では12年度から研究所に委託し、支援法の成果・

効果の検証を進めている。

(文責：岩手県生協連)

* * * * *

岩手県は独自で上乗せ支援

続けて、岩手県復興局生活再建課被災者支援担当課長の鈴木洋幸氏から「支援法の岩手県の利用状況、住宅再建のための県内自治体別の上乗せ制度の状況、岩手県が要求している制度拡充の内容」をうかがいました。

岩手県は宮城・福島に比べ全壊が多く、そのため加算支援金の利用が伸びず(補修して住むことができない)、支援金の期限を延長して対応していることなどが報告されました。

また、岩手県では県独自の支援として、住宅再建に100万円の補助を創設し、沿岸各市町村でもそれぞれ上乗せの支援がされていることが報告されました。

被災県から拡充運動の発信を

最後にまとめとして、県生協連加藤善正会長理事から、仮設住宅に住む被災者の身になって、被災者が一番欲している住宅の再建を進めることが必要であり、被災した3県が先頭に立って声を上げ、支援法の拡充のために署名運動を全国的に展開すること、そのため

にも県と一緒に運動することの必要性が強調されました。

14年度は「被災者生活再建支援法」の拡充運動に取り組みます。

支援法拡充を求め、以下の2点を要望します。

①被災地の復興、地域づくりのためには「住宅再建」が進むことが必要です。自力の住宅再建を進めるため、支援法の加算支援金を現行の200万円から400万円へ、200万円の増額を要望します。

②①の他に、安心して地域に住めるような環境づくりを求め、被災者の実情にあわせた公的支援の拡充を要望します。

具体的な取り組みを進めます。

①支援法の拡充を求めて、国へ要請活動を行います。

各県では、県や市町村への要請・懇談の活動を行います。

②「被災者生活再建支援制度の拡充を求める国会請願署名」に取り組みます。

全国で100万筆を目標に取り組みます。被災自治体や消費者団体、民主団体、労働組合など幅広い団体に呼びかけ運動を進めます。署名運動は6月からスタートします。全国のみなさんのご協力をお願いします。

東日本大震災による津波の被害を受けた岩手県沿岸部。仮設住宅は学校の校庭に建てられているところも多く、子どもたちは遊び場を失っています。子どもたちに体

をつかっておもいっきり遊んでほしい、また、保護者のみなさんにもゆつくり休んでほしいという思いから、1月11～12日に内陸部の盛岡市内で「冬休み おもいっきり遊ぼうin盛岡」を実施しました。

岩手県沿岸被災地の大槌町・釜石市・山田町・宮古市から親子28組

69人（うち子ども41人）が参加しました。

「冬休みおもいっきり遊ぼうin盛岡」は岩手県生協連と岩手県ユニセフ協会が主催し行いました。いわて生協、岩手県学校生協、岩手大学生協、盛岡医療生協、岩手県労済生協と県ユニセフ協会の26人がボランティアスタッフとして参加しました。

1日目は、いわて生協ベルフ青山店でお弁当とボランティアスタッフの手づくりの豚汁をおいしくいただき、盛岡市立土淵小中学校体育館に移り、体を動かして遊びました。岩手大学生のボランティアを中心に、「手つなぎ鬼」や「ドッジボール」などを楽しみ



豚汁おいしいよ～



体育館でももいっきり走りまわったよ！

ました。ドッジボールでは、子どもたちの希望で親子対決もあり、大人も子どもも真剣勝負！盛り上がった対決でした。子どもたちは大学生のお兄さんお姉さんと遊べたことや、おもいっきり体を動かせたことが楽しかったようで、名残惜しそうに体育館をあとにしました。

夜は市内のつなぎ温泉「愛真館」に宿泊し、NPO法人盛岡ボードゲームクラブの7人のスタッフのみなさんに教えてもらい、さまざまなボードゲームで遊び、温泉でゆつたりとくつろぎました。

◀子ども科学館で実験工作



おみやげうれしいな～▶



2日目は、子ども科学館を訪れ、実験工作やプラネタリウムを体験しました。お昼を岩手大学工学部食堂で食べた後、県ユニセフ協会と岩手大学生協からのお土産を手

に帰路に着きました。「子どもも親も楽しめた」「リフレッシュできた」などの感想も寄せられ、2日間でしたが、ゆつくりと楽しいひとときを過ごしてもらうことができました。

国民の目・耳・口をふさぐ『特定秘密保護法』は廃止を！

県民集会で『戦争ができる』『国に反対！』

「特定秘密保護法」は国民の多くが不安や反対の思いを訴える中、12月6日に強行採決されました。強行採決後もその声はとどまらず、問題点を指摘する報道や著名人の反対も多くなっています。

岩手でもその声は強まるばかりで、このまま黙っていられないと「特定秘密保護法」の廃止を求める一点で賛同する91団体が集まり、2月8日に実行委員会主催で「『秘密保護法』廃止へ！2・8岩手県民集会」を開催し、500人が参加しました。

強行採決前の11月にも反対集会を開催しましたが、その時と同様に岩手弁護士会が共催し、小笠原基也弁護士が開会あいさつを行いました。小笠原弁護士は、「この法律に違反すると裁判になっても秘密は明かされず、何に対する秘密かわからないまま裁判し、罪を負うことになるかも知れない。憲法上も問題があり、見過ごせない廃止に向けて運動を続けたい」と廃止への強い思いを語りました。

その後、九条の会、母親、若者の立場からリレートークで廃止へ



の思いを訴えました。母親の立場からは「2人の息子を戦場には行かせたくない。『戦争できる国づくり』は阻止しなければ」と、若者の立場からは「世論を無視して法律ができ、市民の意志とは逆に向かっている。声を上げていきたい」と力強く訴えました。

岩手日報労働組合から寄せられた「われわれはこれからも、あらゆる恫喝にひるまず報道の本分をまっとうします。共に粘り強く運動を展開し、秘密法を廃止に追い込みましょう」との長文のメッセージが紹介されました。

講演は「戦争ができる国にさせないために、今、私たちは何をすべきか」と題して、九条の会事務

局員の小沢隆一さん（東京慈恵会医科大学教授・憲法学）にお話しいただきました。

小沢さんは、「特定秘密保護法は、憲法の『1の付く条文』の7項目【1条・国民主権、11条・基本的人権の享有、21条・表現の自由（知る権利）、31条・罰刑法定主義、41条・国権の最高機関、唯一の立法機関としての国会、51条・国会議員の無答責、61条・国会の条約承認権】について、いちゃいちゃ憲法に反する『稀代の悪法』だ。加えて9条・平和主義、19条・思想、良心の自由については、ピンからキリまで憲法に反する『稀代の悪法』であり、そのねらいは日本を『戦争ができる国』にすることだ」と強調しました。

さらに「二つの世界大戦を経て、国際社会は仮想敵を持たない『集団安全保障』の考えに至った。これは理想的に機能すれば軍縮につながる。しかし『集団的自衛権』は仮想敵からお互いを守る約束で、軍事同盟の考え方を受け継ぐ。冷戦時代の米ソのように、軍拡につながる恐れがある。これを日本が

行使するということは、日米安保体制を軍事同盟にすることだ」と話しました。その上で「集団的自衛権の行使と憲法9条を変えてしまえば、アジアでの平和実現はより困難になる。今こそ軍備を手放すことで平和を築く時だ」と呼びかけました。

集会の最後には、「今後も『特定秘密保護法反対』の声を出し、行動し、思想信条を超えてみんなで力をあわせ、廃止まで戦いぬきましょう！」との集会アピールを採択しました。

その後、寒い中でしたが多くの参加者が秘密保護法の廃止を求めて、デモ行進に参加しました。



岩手県高齢者福祉生活協同組合

岩手高齢者生協は「寝たきりにならない・しない！元氣な高齢者がもっと元氣に！」をモットーに、高齢者の生きがい文化事業と生活支援事業からスタートしました。

13年度の生きがい文化事業は、秋田駒ヶ岳登山や相の沢スノートレッキングなど、8回の事業を開催しました。毎回組合員のニーズに沿ったイベント・ツアーを企画していますが、参加者が少ないのが悩みの種となっています。皆さまの参加も大歓迎です。

生活支援事業は、当初ボランティア精神で取り組んでいましたが、高齢者の「仕事おこし」が重要な要素となってきました。私たちが加盟している高齢協連合会では、高齢者の生きがいをつくることと、生活向上のための年金プラス5万円の収入を得られるような運動を展開しています。しかし、当組合の活動だけでは一年を通しての安定的な需要

や剪定技能の研修など、ハードルは高いものがあります。一緒にスタッフとして活動できる方、「仕事おこし」に興味のある方を募集していますので、ご連絡をお待ちしています。

14年度は、9月に老朽化した大船渡事業所デイサービス「すずらん」を陸前高田市に新築・移転する開所式に合わせ、東日本大震災を風化させないイベントも企画しています。皆さまの応援よろしく願います。



相の沢 放牧地 スノートレッキング

みやこ映画生活協同組合

みやこ映画生協は全国唯一の映画の生協として、沿岸部に一つしかない映画館シネマリーンを運営しています。常設館として年間60〜70本の作品を上映しています。一般の話題作が中心のラインナップですが、地方の映画館では上映されないようなドキュメンタリーやインディペンデント系の作品も特集を組み、地域の団体や組合員さんと一緒に上映会を開催しています。

震災後は多くの組合員が暮らす沿岸部は大きな被害を受け、映画館自体の入場者数も大きく落ち込む事となりましたが、この状況で映画生協ができる事を一番に考え、被災地域での無料上映会活動を開始しました。多くの支援により3年間で沿岸10市町村242回、9千7百人以上の方々に映画という楽しい時間を届ける事ができました。引き続き継続して、この心の支援活動を行ってまいります。

活動を通じ様々な支援団体とのネットワークもでき、映画祭や映像アート系ワークショップなどを組合員や市民の皆様の参加で実施しています。デジタル化という大きな波も皆様からの温かい支援でクリアでき、入場者減も少しずつではありますが、回復をみせつつあります。しかし、まだまだ経営的にも厳しい状況は続いております。様々な活動を通じ地域に必要とされる映画生協を目指して今後も取り組んでまいります。



楽しい映画に目を輝かせる子どもたち

■県連第5回灯油委員会で生協
灯油の最終価格を決定

3月18日、第5回灯油委員会を開催し、暫定価格としていた灯油の最終価格を決定しました。12月21日から1月11日までは1リットル98円、1月12日から3月20日までは1リットル102円（配達・定期巡回、4円の還元、電話注文はプラス1円）となりました。

1月以降、原油価格が下落したこと、また生協への組合員の利用が図られたことなどから、少しでも家計への負担を低減する価格として決定しました。いわて生協と県学校生協あわせて約7千五百五十万円を還元することになります。

13年度に取り組んだ新たな取り組みとして、2月5日、東京



にて日本生協連が主催し「全国灯油懇談会」が29団体49人の参加で行われました。北海道・東北の生協から灯油に関する問題提起や報告を行い、富山・新潟・神奈川などの生協、また全国消団連や日本消費者連盟からの参加者と問題の共有化を図りました。懇談会後のまとめとして、灯油価格決定の新たな仕組みづくりにもついで、懇談会の継続などを確認しました。

また、福祉灯油や被災者支援灯油については、12月議会で沿岸12市町村への灯油購入費補助（福祉灯油）の実施が決定しました。加えて、沿岸以外の市町村での福祉灯油の実施は軽米町のみですが、北上市、奥州市、二戸市は対象を被災者に限定し灯油補助を行いました。

消費税が増税された4月1日以降の税込価格については、1リットル104円（配達・定期巡回、電話注文はプラス1円）の決定価格としました。

■「平和憲法・9条をまもる岩手の会」学習・活動交流会に
全県から100人が参加

2月8日午前、厳しい寒さの



中、全県から100人が集まり、学習・活動交流会を開催しました。今回は午後の「『秘密保護法』廃止へ！2・8岩手県民集会」を学習としたため、活動交流会は午前に分散会の形で行いました。

「地域の会の活動交流」分散会では、9条を守る盛岡北部の会、北上「九条の会」からの会の日常活動の報告や課題などの報告後、参加者から自由発言を行い交流しました。若い人に広めるための活動として、親子参加のイベント開催や、ニュース配布などから協力してもらうなどの発言や、個別訪問・街宣活動など、草の根の活動の発言が相次ぎました。

他、団体や個人を中心にした「平和・9条をまもる活動交流」分散会、「いわて女性・九条の会の交流」分散会でも、活動報告や平和への思いが語られました。

■映画「ひまわり」沖繩は忘れないあの日の空を」盛岡上映会は千人以上が鑑賞

平和憲法・9条をまもる岩手の会（事務局・岩手県生協連、岩手県消団連）が事務局となり、実行委員会形式で進めた映画「ひまわり」沖繩は忘れないあの日の空を」の盛岡上映会は、2月22日（3月7日の2週間、盛岡市のフォーラム盛岡で開催され、千百三十八人が鑑賞しました。

鑑賞時には、すすり泣く声があちこちから聞かれました。鑑賞した方からは「沖繩でこんなことが起こっているなんて知らなかった」（学生）、「沖繩で起きている問題がよくわかった」、「多くの人に観てほしい映画。沖繩は他人ごとではない。」などの感想が寄せられました。今後は全県上映にむけて取り組みます。

